



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第323号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

有明旋風

9月になっても記録的な猛暑日が続きます。皆様お変わりありませんか。お見舞い申し上げます。自宅の室内とはいえ体感温度は人それぞれで、「暑い、暑い」と私の妻は悲鳴を上げています。一方で寒がりの私は、「クーラー弱めて」と老夫婦でお互いに譲れない一線で些事の空調調整で毎晩大変な熱帯夜となっています。

全国高校野球大会では、『がんばれ！熊本』の球場全体を味方につけたのが春夏を通じて甲子園初出場の有明高校でした。3試合連続の逆転勝利で、“有明旋風”を巻き起こし、ベスト8入りを果たしました。熊本地震で被災した地元に、勇気と感動を与えてくれました。

10年の時を経て大地震が再び『火の国』熊本に襲来です。7月末に発生した震度7の災禍に、日本列島は震撼しました。家屋の倒壊や高速道路の崩壊、工場の煙突崩落などがあり衝撃的な『イオンモール熊本』でのガス爆発事故が起きたのです。その後県下では、観測史上初めて40度超えの酷暑日となり、被災地は修羅場と化しました。防災拠点でもあったショッピングモールの悲惨な事故に、日常に潜む重大なリスクがあることを認識することになりました。

8月13日夕方から千葉県を襲った豪雨は、都市型水害への対策を突き付けました。気象庁は最も危険度が高いレベル5特別警報を、初めて発表しました。猛烈な雨で排水が追い付かず各地で道路が冠水し、帰宅時と重なったこともあって、多くの人が浸水しながら車を走行し生命の危険にさらされました。クルマ社会に潜む危険性や、夜間の急な避難における状況判断の難しさが浮き彫りになりました。

鹿児島での33年前の『8・6水害』で、多くの車が水没したことなどがありました。大口・菱刈で仕事をして帰社途中の私の事務所の職員2人が、竜ヶ水の山崩れに巻き込まれて海に投げ出されて、心配したことや、甲突川が氾濫して帰宅できずに、朝日通り電停前の事務所のあったビルで、不安な夜を過ごしたことも鮮明に覚えています。

8月15日は日本が終戦から81年となる記念の日です。空襲や広島・長崎への原爆投下など戦争体験者が減る中で、その記憶を遺し思いを受け継いでいく平和と戦争を考え続ける時としたいものです。記憶をたどれば私が4歳の時、

目次

ごあいさつ “有明旋風”	…1P
税務カレンダー	…2P
2026年9月・10月の経理・税務チェックリスト 会計・税務のQ&A！	…3P
“国税システムの更改について”	…4・5P
義援金に関する税法上の取り扱いについて	…6P
お客様情報「谷山そらいろ糖尿病クリニック開院！」	…7P
職員コラム 今月の担当: 島中由香	…7P
随想 “『すすき梅雨』上川路 美恵野”	…8P

鹿児島市への空襲で市街地の9割が焦土となりました。疎開した薩摩郡市比野では川内市が空襲に遭ったために防空壕や山中へと、険しい長い夜道を、親に逸れないようにと必死に追いかけたのでした。

小泉進次郎防衛相は、テレビ番組で核兵器に関する議論の必要性に、言及しました。安全保障環境の変化を踏まえ「あらゆる政策をタブーなく議論し、進めなければいけない」と述べました。高市早苗首相は就任前から『持たず、つくらず、持ち込ませず』の非核三原則のうち『持ち込ませず』の削除が必要と話してきました。唯一の戦争被爆国として日本は自ら核兵器を保有しない一方で、これまでは米国の『核の傘』に依存してきたのです。今目の前には激しい核競争の世界が再び広がっています。ウクライナに侵攻したロシアが、核使用の脅しで世界中を挑発しました。

核なき世界を目指す理念と、核戦力が増強される現実の隔たりをどう埋めるのか、首相には第3の被爆地を生まないための国論を二分する議論について国民への丁寧な説明が求められています。首相は「金曜の夜から今朝（月曜）までほとんど睡眠をとっていません」と訴えました。『働いて、働いて、働く』の言葉通りに、全力投球で説明に取り組む必要があります。「寝てない」発言に野党からは『余裕をつくり大局的判断に備えるのが、トップリーダーだ』と反発されてしまいました。（令和8年9月吉日）



2026年9月

日	月	火	水	木	金	土
8/30	8/31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
						
	敬老の日	国民の休日	秋分の日			
27	28	29	30	10/1	10/2	10/3

〈7月決算会社申告書提出〉



9月30日まで

- 7月決算法人の確定申告
 - 1月決算法人の中間申告（半期分）
 - 消費税、地方消費税の中間申告
 - 10月決算法人 第3四半期分
 - 1月決算法人 第2四半期分
 - 4月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 令和8年分予定納税1期分の納付



9月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

2026年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
						
	スポーツの日					
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7

〈8月決算会社申告書提出〉



10月2日まで

- 8月決算法人の確定申告
- 2月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 11月決算法人 第3四半期分
 - 2月決算法人 第2四半期分
 - 5月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



10月13日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付



10月15日まで

- 特別農業所得者への
予定納税基準額等の通知

10月中において各都道府県・
市町村の条例で定める日

・個人の道府県民税および市町村民税の第3期分の納付

2026年9月の経理・税務チェックリスト



Page 3
323 号

中間決算の検討

□ 3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。業績や資金繰りを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

資金繰り計画の策定

□ 年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

中間決算棚卸の実施

□ 実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

2026年10月の経理・税務チェックリスト

3月決算法人の中間申告の準備

□ 3月決算で中間申告が必要な法人は、11月の決算応当日までに中間申告と納税を行います。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

税務調査への対応

□ 税務当局は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化するため、10月は1年の中でも調査が多い時期になります。いつ税務調査を受けても対応ができるように、資料などをきちんと準備しておきましょう。

最低賃金額の変更

□ 今月より、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。鹿児島県は10月25日から地域別最低賃金が1,090円になる見通しです。

会計・税務のQ & A !



テーマ『国税システムの更改について』

国税庁では、令和8年9月24日に国税システムの更改を予定しています。一部の書面申告書や申請・届出書、法定調書の様式が新しくなる予定です。変更点を確認し、過去に入手した申告書等については、様式の内容自体が変更されている場合がありますので、最新の申告書等であることを確認しましょう。今回は、いくつかピックアップして、更改の概要や実務上の留意点についてお知らせいたします。

国税庁HP参照

国税システム更改点

申告書等の様式変更

納付書の様式変更

漢字等(旧字体等)の取扱い

通知等に記載される番号の変更

提出年月日の表示

e-TaxのIPアドレスの仕様変更

申告書等の様式変更

●一部の書面申告書等について、スキャン(AI-OCR)で文字や数字の読み取りを行うため、レイアウトを変更します。納税者等から書面で提出された申告書等については、原則、AI-OCR処理によりデータ化を行うこととなります。

●現行の様式との比較は、以下のとおりです。

●書面申告の場合、AI-OCR様式の受付開始後は、最新のAI-OCR様式で提出をお願いします。過去に入手した申告書等については、様式の内容自体が変更されている場合がありますので、国税庁ホームページで、最新の申告書等であることをご確認ください。

AI-OCR・・・紙や画像やPDFの文字を読み取り、編集できる文字データに変える技術。従来のOCRよりも、手書き文字や崩れたレイアウトや非定型の帳票に強いのが特徴です。

【現行KSK : OCR】

1文字枠フィールド(ドロップアウトカラー)で、文字位置が固定されています。

【KSK2 : AI-OCR】

フリーピッチ枠となります。また、ドロップアウトカラーは廃止します。

AI-OCR様式は、書面の申告書等の様式です。e-Taxの申告には影響はありません。

※ e-Taxソフトやe-Taxソフト(WEB版)等では、非AI-OCR様式の申告書等のレイアウトが表示される場合があります。

通知等に記載される番号の変更

税務署から送付される通知等には、その通知等を特定するための「番号」として、「**お問い合わせ番号**」(13桁)を印字する予定です。

「お問い合わせ番号」を税務署の担当者にお伝えいただくことで、その通知等についてのお問い合わせをスムーズに行うことが可能となります。

※ 「お問い合わせ番号」は、税務署において発番し、通知等に印字します。

【例：予定納税額の通知書】



納付書の様式変更

「納付書」、「所得税徴収高計算書」の様式が新しくなる予定です。

現行の「整理番号」欄(8桁)は、「**お問い合わせ番号**」欄(13桁)に代わります。

※ 当分の間、古いレイアウトの納付書も使用可能です。

※ 納付書(A4用紙)については、税務署で必要事項を印字した上でお渡ししますので、そのままご使用ください。

【現行】 《複写式・1片》

【変更後】 《複写式・1片》

【実務への影響と準備のポイント】

今回の更改は令和8年9月に予定されていますが、様式の公表はそれより前に段階的に行われる見込みです。

- ・様式の更新時期を定期的にチェックする体制づくり 国税庁の「申告書等の様式」ページを月に一度確認するだけでも、情報の取りこぼしを防げます。
- ・旧様式の在庫管理 印刷済みの旧様式が多く残っている場合は、誤使用を防ぐため、保管場所を分けるなどの工夫が有効です。
- ・様式変更は、担当者ごとの認識の差が生じやすい部分です。広報誌や掲示物などで共有することで、職員・担当者への周知、事務の統一を図りましょう。

義援金に関する税法上の取り扱いについて

災害により被害を受けられた方を支援するために、被災地の地方公共団体に設置される災害対策本部等に義援金や寄附金(以下「義援金」といいます。)を支払った場合の税務上の取扱いや、募金団体に対して支払う義援金が国等に対する寄附金(特定寄附金)として取り扱われるための確認手続等について、照会の多い事例が「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」にまとまっています。今回は、その中からいくつかのポイントを抜粋してご紹介します。

[Q1]被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようにになりますか。

[A]

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。なお、当該義援金は、地方公共団体に対する寄附金として個人住民税の寄附金税額控除の対象となり、原則としてふるさと納税に該当します(ワンストップ特例制度の適用ができます。)

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

[Q2]日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会等が被災者への支援を目的として専用口座を設けて義援金を募集していますが、これらの口座に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようにになりますか。

[A]

(個人の方が義援金を支払った場合)

日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会等が被災者への支援を目的として専用口座を設けて義援金(注)を募集している場合に、その義援金が最終的に地方公共団体(義援金配分委員会等)に対して拠出されるものであるときは、個人の方が支払った義援金については、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。なお、当該義援金は、地方公共団体に対する寄附金として個人住民税の寄附金税額控除の対象となり、原則としてふるさと納税に該当します(ワンストップ特例制度の適用はできません。)

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会等に対して支払った義援金については、その義援金が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

(注)日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会等に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会等の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないものにつきましては、上記と異なる取扱いになる場合があります。

[Q5] 災害で被災された得意先に対して、法人が災害見舞金を支払った場合、支払先が事業に関係のある者で、不特定又は多数の被災者に対する寄附に当たらないことから、支払った災害見舞金は損金の額に算入されないのでしょうか。

[A] 法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

[Q6] 法人が、自社製品等を被災者に提供する場合、税務上の取扱いはどのようにになりますか。

[A] 法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

詳細は国税庁ホームページ「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」にてご確認ください



お客様情報

医療法人おおそら会
谷山そらいろ
糖尿病クリニック
Taniyama Sorairo diabetes Clinic

心と体に、晴れやかな安心を

当院は患者さん一人ひとりの異なる「そらいろ」に寄り添い、雨の日や曇りの日を一緒に乗り越え、また晴れやかな空のように明るい気持ちで、ご自分らしい人生を笑顔で楽しんでいただくための伴走者でありたいと考えています。クリニック名である「そらいろ」にはそういう願いを込めました。患者さんの生活や個性を尊重し、無理なく続けられる治療の形を一緒に見つけていくことをお約束します。

院長 大重 聡彦

2026年8月6日(木)
新規開院鹿児島南高校の
すぐ前

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:30 ~ 12:30	○	○	○	○	—	○	—
14:00~18:00	○	○	○	—	—	—	—

休診日：木曜午後・土曜午後・日曜・祝日 ※2027年3月までは金曜日休診

※受付終了時間は診察終了時間の30分前までです。

※事前予約制(24時間ネット予約が可能です)

お問い合わせ先

谷山そらいろ糖尿病クリニック

〒891-0116

鹿児島県鹿児島市上福元町3883番地2

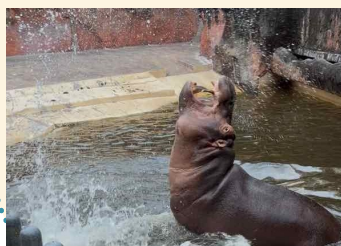
TEL:099-821-5788

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしの
おすすめ!」を紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

テーマ：「アニマルセラピー2」

先月号に引き続き、アニマルセラピーについてお届けいたします！夏休み期間中に、娘が『夜の動物園』に行ってみようというので、夕方から平川動物園に行ってきました。（夜の動物園って結局暗くて何も見えないんじゃないか…）と思いつつ、天気も悪い日だったので渋々出かけたのが正直なところ。でも行ってみると、涼しい（笑）！！そして、日中身動きもしない動物たちが元気に動き回っていました。カバなんて日中は水の中に潜って動かず、耳がパタパタ動いただけで「動いた!」とはしゃいでいましたが、夕方には水の中をざぶざぶ歩き回っていました。そして、大きな口を開けて頭を振り回し激しく水しぶきを上げ、娘たちが怖が



今月の担当：総務部 畠中 由香



るほどでした。コアラもユーカリの葉をもりもり食べていましたし、カワウソは2匹ぴったり並んで泳いだり走り回ったりしていてとっても可愛かったです。

そして、飼育員さんが夜行性の動物についてお話をしてくれる時間があったのですが、知らないことばかりでとても面白く、子供たちも印象に残っているようでした。

『NIGHT ZOO 夜の平川動物園』は、今年は8月の土・日だけの開催でしたが、来年以降、いつもと違う動物たちの姿を見に足を運んでみてはいかがでしょうか♪





暑さに萎縮して夏籠りしているうちに、秋の兆しの見える頃となりました。

すすきのふさふさの穂も出始めるこの季節の長雨を「すすき梅雨」というそうです。しかし、この寂しくはかなげな言葉に似つかわしくない凄まじさなのが昨今の大雨で、毎日どこかで「線状降水帯」や「警戒レベル5」という単語が行きかっています。短い時間で日常の空間が一変してしまいます。たかが雨、と油断せずに行動したいものです。

私たちは、この水の溢れかえる様子を日々目の当たりにしているので意外に思っていますが、世界は既に「水破産」の危機にあります。国連大学の研究所が今年1月、水状況が陥っている危機的状況を報告書にまとめ「破産」という強い単語で警鐘を鳴らしました。

農業や工業、生活用の水の利用が膨らみ、その需要を河川や雨水でまかないきれず、地下水や湖沼という地球が長年にわたって蓄積した「貯蓄」を取り崩して補っているのです。地下水のくみ上げによる地盤沈下や深刻な干ばつなどの影響がすでに表面化しています。

破産の危機にあるのであれば、取るべき行動は、今までの貯蓄が尽きてしまうまでに収入と支出の構造を見直すことで、私たち日本人は、まず「こんなに雨が降るのだから水は潤沢にある」という思い込みをなくすことと、「意識していないところで使っている水がある」ということに気付くことが大切です。

その例のひとつにバーチャル・ウォーター（仮想水）貿易という概念があります。穀物や肉類などの食糧を輸出・輸入する場合に、その栽培や飼育のために使った水もあわせて輸出・輸入したとみなす概念です。日経新聞の記事によると1kgの小麦を生産するにはその2千倍の2,000kgの水が必要であり、1kgの牛肉のためには飼料となる穀物類に必要な水まで含めて2万倍の水が使われているのだそうです。この考え方によれば、日本は食料品の輸入大国ですから、水の輸入超過も大きいということになります。

また、人工知能（AI）の活用が急速に広がっていますが、AIサーバーはとくに発熱量が大きく安定稼働させるための冷却には水が使われるため水の需要が急増しているのだそうです。生活用水に換算すると既に世界のデータセンターでは700万人分の水を利用しているのだとか。AIを日常的に使うことに慣れつつありますが、背景にそのような水リスクが潜んでいることに驚きました。とはいえ、業務の効率化、高度化のためにはAIの利用は不可欠であり、今後どのように折り合いつけていくのか悩ましいところです。

水は、空からやってきて様々な姿を変えつつ地上を循環し、また空に戻ります。水を通じて人は社会や自然とつながっていて、ひとりの行動がやがて大きな影響を与えることになります。今後は、事業者も節水や排水管理などの自社だけでなくさらに広い視野でかつ長期的視点での行動を意識することが求められてきます。

まもなく実りの秋がやってきます。それも水の恵みがあってこそ。改めて感謝しつつ、水破産から脱却するために何ができるかを考えていきたいものです。



濡れそぼつ靴の重さや秋出水

美恵野

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <https://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

中秋（ちゅうしゅう）の名月とは、旧暦8月15日の十五夜に月を眺める習わしのことで、秋の収穫を喜び、感謝する日として、月見団子など月にちなんだものや、秋の実りを食べたりお供えしたりする行事として親しまれてきました。また、災いや邪気を払うために、「秋の七草」のひとつであるススキを供える風習も残っています。

2026年の中秋の名月は9月25日（金）です。忙しい日々の中でも、こうした季節の行事を心にとめながら一日一日を大切に過ごしていきたいものです。

編集委員 上川路美恵野 総務課一同

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

